

青森県サービス付き高齢者向け住宅登録等事務処理要領

（目的）

第1条 この要領は、サービス付き高齢者向け住宅の登録等について、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省／国土交通省令第2号。以下「共同省令」という。）等の関係法令に定めるもののほか、県土整備部建築住宅課（以下「建築住宅課」という。）及び健康医療福祉部高齢福祉保険課（以下「高齢福祉保険課」という。）が連携して事務を処理する際に必要な事項を定めるものとする。

（登録申請に係る添付書類）

第2条 共同省令第7条第1項第6号に規定する都道府県知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- 一 入居契約の登録基準適合性に関するチェックリスト
- 二 暴力団排除に係る登録拒否要件の確認情報（役員一覧）
- 三 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホームに該当する場合にあっては、青森県有料老人ホーム設置運営指導指針（平成24年9月24日施行）において作成することとされている重要事項説明書

（登録拒否事項に係る照会）

第3条 法第8条第1項第4号及び第6号から第9号までに掲げる事項に該当するかどうかの確認をするときは、「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進について」（平成23年10月7日付け老高発1007第1号、国住心第41号厚生労働省老健局高齢者支援課長、国土交通省住宅局安心居住推進課長通知）に基づき、建築住宅課長が照会を行うものとする。

（登録等の通知）

- 第4条 法第7条第3項の規定による通知は、第1号様式によるものとする。
- 2 法第7条第5項の規定による通知は、第2号様式によるものとする。
 - 3 法第9条第4項（法第11条第4項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、第3号様式によるものとする。
 - 4 法第11条第4項において準用する場合の通知には、地位の承継の届出の写しを添付する。

（地位の承継の届出）

第5条 法第11条第3項の規定による届出は、第4号様式を参考に行うものとする。

(廃業等の届出)

第6条 法第12条第1項又は第2項の規定による届出は、第5号様式を参考に行うものとする。

(登録の抹消)

第7条 法第13条第1項第1号の規定による申請は、第6号様式を参考に行うものとする。

2 法第13条第2項の規定による通知は、第7号様式によるものとする。

(目的外使用)

第8条 法第19条の2第1項の規定による申請は、第8号様式を参考に行うものとする。

2 法第19条の2第1項の規定による申請を承認したときは、第9号様式により当該申請者に通知するものとする。

3 法第19条の2第2項に規定する通知は、第10号様式によるものとする。

(報告の徴収、立入検査等)

第9条 法第24条の規定による報告の徴収、立入検査等は、建築住宅課及び高齢福祉保険課が、連携して行うものとする。

(措置の指示)

第10条 法第25条の規定による指示は、建築住宅課及び高齢福祉保険課が、連携して行うものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年10月10日から施行する。